HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	西ドイツ巨大企業における機関・法人株主と被傭経営者:銀行の企業支配との関連で
Author(s)	山口, 博教
Citation	北海道大學　經濟學研究, 28(3), 195-245
Issue Date	1978-08
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31429
Type	bulletin (article)
File Information	28(3)_P195-245.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

西ドイツ巨大企業における機関・法人株主と被傭経営者

―― 銀行の企業支配との関連で ――

山口博教

目　　次

はじめに
Ⅰ，H・プロス論文をめぐって
Ⅱ，西ドイツ 110 大企業の所有・参与構造
Ⅲ，西ドイツにおける機関・法人株主と被傭経営者
むすび
付　表

はじめに

資本の所有主体が個人的人間から機関・法人という社会的組織へ移行する現象――アメリカにおける機関投資家の台頭，日本での法人企業の株式相互持合いの状況――についての研究がさまざまな立場から進められてきている[1)]。またこの現象はアメリカ，日本のみならずヨーロッパの資本主義国でも見出される。

そこで小稿は西ドイツ巨大企業の資本所有構造における機関・法人株主の実態とこれを基礎とした被傭経営者の経済的役割を明らかにすることを目的とする。なおこの場合機関法人株主として，一応，すべての金融機関，投資会社，管理会社，財団，組合，法人企業をとりあげる[2)]。

ただし西ドイツにおいて，機関・法人株主の代表的存在と考えられるものは民間信用銀行（ドイツ・コメルツ・ドレスナー銀行）である。これらは株式の直接所有，寄託株式の権利行使，投資会社を通した株式運用等の手段に

よって産業会社と網の目のような人的結合をもち，西ドイツ経済に対し他の国の例では見られないほどの圧倒的影響を及ぼしている。したがって銀行による企業支配の問題には十分注意を払っていきたい。

また企業系列間での所有についても，日本における株式相互持合いという形態は西ドイツでは保険会社間以外ではみられず，むしろコンツェルン内での上位会社による下位会社の所有という形態が支配的である。

そこで，西ドイツにおける機関・法人株主と被傭経営者について，個人・同族による資本所有との比較を念頭に置き，以下の順序で考察することにしたい。

第一に，「経営者支配」論との関連で，ヘルゲ・プロス（Helge Pross）女史の研究成果と問題点を，この点に関する日本での議論との関連で確認する。

第二に，プロスの研究が1960年代初頭のものであることを考え，最近における西ドイツ巨大企業の資本所有関係を新たに分析する。

最後に，西ドイツで70年代初頭に行なわれた銀行の企業支配をめぐる議論にもふれ，機関・法人株主と被傭経営者についての西ドイツ的特徴を把握することを試みる。

1）最近では，第25回経済理論学会でこの問題が議論されている。この点については鶴田満彦氏による報告を参照した。（鶴田満彦，「階級関係の分析がテーマに——法人資本主義論争に帰着」（『エコノミスト』，77，12.6付，48〜56ページ））

2）機関・法人株主の台頭が，各資本主義国で共通してみられるとはいえ各国で株式会社・信用制度等の相違が現存するため，一国経済に占める，その地位・役割が，国によって異なるものであることは言うまでもない。したがって機関投資家・株主の定義もおのずから異ならざるをえない。たとえばバーム・スタイルスはアメリカにおける機関投資家・株主として銀行，保険会社，貯蓄貸付組合，年金基金，投資会社，大学基金，財団をあげている。（D・J・バーム，N・B・スタイルス著，坂野幹夫訳，「機関投資家と会社支配」，東洋経済新報社，35ページ）

また機関投資家の概念については中島将隆氏が検討を加えている。（中島将隆，「米国機関投資家の資金形成構造」，（『証券経済学会年報』，第8号，155〜157ページ））

I　H. プロス論文をめぐって

(1)

プロスは社会学者であるにもかかわらず第2次大戦以降における西ドイツでのマネージャー層の普及という事態に着目し，これらの階層の増加をもたらした経済構造の変化とかれらの社会的役割を，「ドイツにおけるマネージャーと株主」という論文で分析を加え，一定の結論を出したのであった。[1)]

そこでまず，プロスがこの問題をとりあげるに至った契機をみておくことにする。

「巨大な民間企業のほとんどは，株式会社形態で経営されている。……株式会社に関する限り，企業の経営政策を決定しているのは，たんに，個々の資本所有者ではなく，きわだった資本を持たぬ経営者である。」(Helge Pross, "Manager und Aktionäre in Deutschland", s. 11)

このようにプロスは西ドイツでの株式分散が進んだ巨大企業，いわゆる公衆会社における所有と経営上の権限との部分的分離を指摘し，これが支配力の完全な自律化にまで至ることを一応推論している。しかしプロスの場合，基本的には過去における資本所有者・株主と被傭経営者の間の対抗関係の展開が強調されるのであり，将来に関しては不確定性を表明するにとどまっている。[2)] そして何よりもまず，巨大企業における両者間の関係については，西ドイツで分析が十分進められていないこと，同時にこの点について理論的にも解明すべきであることを指摘したのである。すなわち，個人での資本所有をしない経営者が私的所有制度に対し決定的役割を果たしているという事実を理論的に明らかにすること，具体的には彼らを資本主義体制に結合させている利害を分析し，彼らが指導する企業でも利潤原理が存続している事態に根拠を与えることであり，これらをプロスは研究課題としたのであった。[3)]

そして，この課題にもとづいて，プロスはそれまでドイツで行なわれてきた一定の研究成果をふまえたうえで，独自の分析を行なったのであった。これを簡単にまとめてみると次のようになる。

第1次大戦後のドイツ経済において寡頭体制がより進展し，さらにそれだけではなく，巨大企業の組織内部の官僚化が行なわれ，このため少数株所有株主（以下では小株主とする）が極度の無権利状態に陥れられることになった。その結果，一方に代表される大株主と経営者層の連合した勢力と，他方での小株主の間に対立が生じたのであった。さらに第2次大戦後の西ドイツにおいても，小株主の権利の若干の回復がみられるものの，この対立は依然として続いているのである。[4)]

その際，プロスは以上の対立が株式会社の内部構造に起因するものであることを強調している。[5)] 具体的な例では，経営者が企業の自己金融力を確保しようとするため，小株主の利潤請求を極力制約しようとすることが挙げられている。[6)] したがってプロスは以下のような事態について注意を喚起したのであった。

「小株主からも，労働者，当局からも制約を受けぬ，自律的機能がもつ特殊な利益は企業利益，さらには社会全体の利益と一致するという，理事会内で普及した風潮は，ますます重要な意味をもってきている。」(H. Pross, ebd., s. 138)

以上のことから，プロスは大株主のまったく存在しない公衆会社について以下のような結論を与えたのであった。

「公衆会社の所有は個人所有ではなく，集団所有，一種の私的集団所有である。」(H. Pross, ebd., s. 160)

ここにみられるように個人大株主が存在しない公衆会社においても私的所有が貫徹していることをプロスは強調したのであった。ただしこれは経営が順調に行なわれている場合のことであり，企業が経営上の危機に陥った際には，公衆会社以外の巨大会社を含めて，行政機関の介入が容易に引き起されるということを女史は付け加えている。しかもプロスはこのような国家の介入の主たる原因を小資本所有者の個人的利益，ないし小株主支配にもとめ，個人で資本所有をしないマネージャーによる支配こそがこれらを緩和させると考えたわけであった。[7)]

そこで，プロスはマネージャー支配の社会的役割，マネージャーと私的所有制度との関係について以下のようにまとめているのである。

「マネージャー支配がこのような介入を余計なものとし，その安定した活動によって，所有に対する公然とした敵対性を生じさせないことに役立っている限り，それはこの制度（私的所有制度—筆者）の存続を確保するのである。このため所有の非私化と同義語のマネージャー支配が，まさにこの非私化によって所有に必要とされるというパラドックスが生ずる。」(H. Pross, ebd., s. 163)

ただし，あらかじめ断っておくが，プロスが「マネージャー支配」という場合「支配」を絶対的なものとしてではなく，あくまでも相対的な意味においてしか使っていない。[8] しかしここではプロスがマネージャーによる企業支配と私的所有制度とを相互に補完し合う関係としてとらえていることは明白である。

ところがプロスはこのような現代資本主義の重要な一側面について鋭い主張をしているにもかかわらず，マネージャー支配の前提としては株式会社における株式の分散を指摘するにとどまり，所有の非私化の背後にある所有主体の実質的変化，すなわち所有の機関化・法人化についての論述をまったくしていないのである。このため所有の非私化とそれに対する私的所有の貫徹という両者の関連は単にパラドックスとして把握するだけにとどまってしまったのであった。

日本へプロス論文を紹介しているいく人かの論者が紹介と同時にプロスに対する鋭い問題提起を行なっているが，これらのプロス批判は以上のようなプロスの論理の不十分性にかかわっていると考えられる。この点について以下で検討を加えることにする。

1）　ここでいうマネージャーとは，個人で所有をしていない被傭経営者を意味している。なおプロス論文はすでにいくつかの研究者により，日本へ紹介されているが，小稿との関連で主要なものを以下に挙げておく。藻利重隆「企業の経営者支配と資本主義体制——プロスの所論を中心として——」(『一橋論叢』,第59巻，第6号，1968年6月)，前川恭一「西ドイツ独占企業の所有構造と支配機構」（「ドイツ独占企業の発展過程」ミネルヴァ書房，1970年所収)，丑山優「ドイツ資本主義に

おける経営者と株主――H・プロスの所説を中心にして――」（『経済学研究』，第41巻，第3号，1975年9月）

2）H.Pross, "Manager und Aktionäre in Deutschland――Untersuchungen zum Verhältnis von Eigentum und Verfügungsmacht――" s. 13.

3）H.Pross, ebd., s. 42.

4）この点については丑山優氏の前掲論文でくわしく紹介されている。

5）H. Pross, ebd., s. 122～123.

6）H.Pross, ebd., s. 228～224, Anmerkungen 24.

7）H.Pross, ebd., s. 161～162.

8）プロスは次のように述べ，この点を説明している。「所有者から完全に解放され，経営権を行使するというマネージャー支配は現在の法秩序，社会秩序の理念においてみられない。」（H.Pross, ebd., s. 167）このように経営者支配が，一定の相対性にわくづけられたものでしかないことに関しては，日本における法人株主による株式相互所有という事態との関連で，富森虔児氏が検討を加えている。富森虔児著「現代資本主義の理論―― 金融資本の変質と『経営者支配』」（新評論，1977年，62～63ページ）　なおマネージャーを私的所有制度に結合させる具体的利害についてのプロスの分析は，藻利重隆氏の前掲論文でくわしく紹介されている。

(2)

そこでプロスの論理の欠陥を突いた論者の見解にふれることにするが，その際二・三の特徴的論点を掘り下げておくことが必要であろう。

まず藻利重隆氏，丑山優氏の批判をとりあげてみる。藻利氏は主としてプロスの前記の論文の結論部分をとりあげたのに対し，丑山氏はその序論部分を主として問題としたが，両者の批判の内容は以下にみる如く共通する点をもっている。

藻利氏は第一に，プロスの説いたマネージャーの自律性に疑問を出すことから始めている。

「厳密な意味における，したがって所有と経営ないし管理との実質的な全面分離を条件とするような経営者支配はついには成立しえない。」（藻利重隆「前掲」39ページ），「プロスの論ずるところはおのずから，これを単に形式的なものとしてのみ理解せざるをえないことになる。」（「同」，41ページ）

なるほどマネージャー支配が，プロスの説いたように，相対的な意味でのものでしかなく，われわれがこれから問題とする所有主体（機関・法人株主）の関与を免れぬものであれば，藻利氏が述べたように，やはり形式的なものであるとみなしてもよいかもしれない。

しかし藻利氏は第二の批判として，マネージャーと企業の利害関係における矛盾・対立の可能性を指摘し，プロスが主張したマネージャーが経営する企業での利潤原理の貫徹に対し重大な疑問を投げ掛けたのであった。すなわち氏はマネージャーの自律性については単に所有者に対してのものではなく，「国家の中央管理機関の管理・統制からの経営者の自主独立」という意味で理解すべきであるとし，むしろマネージャー層の堕落の危険性を,「今日の巨大企業における極めて深刻な経営者問題」として把握することを提起したのであった。[1)]

以上の藻利氏のプロス批判は，マネージャーと企業の利害ないしは私的所有制度との関連の消極的側面を指摘する点ではまちがいとはいえないかもしれない。しかしこれは今日の巨大株式会社ないし，私的所有制度におけるマネージャーの積極的役割についてプロスが導き出した結論とはあいいれないものである，と言わざるをえない。この点に関しては藻利氏がプロス論文を日本へ紹介した後で，正木久司氏が藻利氏に対し以下のような反論を加えていたことをみても理解できよう。

> 「教授がプロスの所論が形式的であると批判されるが，なぜそういえるのか，必ずしも説得的ではない。そのうえわれわれには，教授はプロスが主張したい真意を十分に汲みとっておられないようにおもわれてならない。」(三戸公・正木久司・晴山英夫著「大企業における所有と支配」未来社，1973年，200ページ)

正木氏は以上のことを,「所有主体の擬制化の進展（個人所有→『機関による所有』あるいは国家所有[2)]）」を念頭に置いたうえで述べている。しかし藻利氏のプロス批判に対し十分反論するためには，所有主体の機関化を指摘するにとどめず，さらに西ドイツの株式会社におけるマネージャーと機関・法人株主の関係についてよりたちいった検討を加えていかなければならないので

ある。

なお丑山氏のプロス批判も同様の点にかかわると考えられる。まず氏の批判の内容をみてみよう。

「所有資本家に代わって出資なしの被傭者が経営処理権を獲得するのは，H・プロスによって分析されたような労働過程一般の観点に根拠付けられるのではない。それは私的所有の社会資本として具現化されている株式会社制度における資本関係において，その権限が社会的形態において遂行されるということに根拠付けられなければならないのである。H・プロスは，経営者の存在の論理を，労働過程一般の問題として求め，他方では歴史的事実という限りで株式会社制度における経営者の性格付けをなすという，両者における単なる機械的統一をなすに留まっているのである。」(丑山優「前掲」，47ページ)

なるほど，ここで丑山氏が述べているように，プロスはマネージャー支配の論理を労働過程における社会化の進展から導き出しているととらえることもできよう。このことはプロスがマネージャー支配現象を株式会社の発展の中にとらえると同時に，ソビエトにおける国有企業のうちにも見出していることからもうかがえる。

しかしプロスはこの現象を労働過程における組織化の進展に基礎を置いたうえで，さらに株式会社，とりわけ高度に寡占化した株式会社内部における株主間の対抗関係の中にその存在の根拠をとらえていたのであり，単に労働過程一般の問題としていたわけではない。しかも丑山氏が,「経営者階層は，K・レンナーらの論理展開とは全く逆に，株式会社を媒介として，徹底して資本主義的支配構造を再生産することに強制された存在[3)]」ととらえるべきだと強調している点は，先にみたプロスの結論と照らしてもむしろ何ら対立するものではない。それにもかかわらず，丑山氏のような批判が出される原因は，やはり前にも述べたように，所有の非私化とマネージャー支配，ないしは彼らが経営する企業における私的所有制の貫徹という両者の関連をプロスが単にパラドックスとしてしかとらえていず，それらについての論理的説明を十分に与えていないことにある。したがってこの場合にもやはり西ドイツにおける機関・法人株主とマネージャーの役割にまでいたる分析と説明を与

えない限り，プロスが提起した問題は十分解明されたことにならないのである。

さらにこのこととのかかわりで前川恭一氏によるプロス批判にもふれておく必要がある。

それはプロスが行なった106大企業の支配主体にもとづく企業分類についての前川氏の次の点での指摘である。すなわち第一に，公共企業の所有関係とその代理人の構成および選出方法が十分検討されていない点，第二に，公衆会社の株式分散とその分散した株式の寄託議決権管理にもとづく銀行の支配との関係についての分析が不十分であるという点である。[4)]

しかし，この前川氏のプロス批判は第一点はともかくとして，銀行の企業支配という点に関しては，プロス自身，この問題を取り扱わないことを女史の論文の冒頭で断わっているのである。[5)] さらにプロスが社会学者であること，分析が行なわれた当時，西ドイツではこの問題についての資料が十分なかったであろうことに注意をする必要があろう。

なお付言すれば前川氏は独自の研究にもとづき，西ドイツ金融資本について以下のような結論を導き出していた。

> 「西ドイツにおいても『公衆会社』とよばれる株式所有の高度に分散している巨大会社が，存在しているが，そこでは，株式の預託制度に基づいて，預託銀行（わけても三大銀行）が，その会社に対する決定的影響力をもつにいたっている。……かくて金融資本の力の増大と株式所有の分散とは，『経営者支配』論の主張とは反対に，株式預託制度によって，ますます相互依存性を強めることになるのである。」（前川恭一「前掲」351ページ）

以上の前川氏の指摘は十分傾聴しなければならない。というのは冒頭で述べておいたように，西ドイツの銀行はユニバーサル・バンク・システムをとっており，とりわけ株式寄託制度を利用して西ドイツでの最大の機関株主・投資家となっているからである。しかも70年代の前半，西ドイツにおいて銀行の企業支配をめぐる論議がたたかわされ，社会的関心を呼び起こしたことは，いまだ記憶に新しいところである。

ただし，前川氏が強調している，銀行の企業に及ぼす影響については問題はないとしても，プロスが解明を試みた被傭経営者の経済的位置付けに関しては，これを無視することなく，プロスの問題提起を受けとめたうえで，さらに，銀行の企業支配との関連で究明していかなければならないことになろう。すなわち銀行の影響力を多分に受けていると考えられる公衆会社の経営者層が，相対的な意味合いにしろ，自律的に経営を行ないうることの根拠こそが問われる必要があるのである。むろん以上の問題は銀行自身の所有・参与構造ともかかわっており，この点をも解明しておかねばならない。しかしこれらの問題にとりくむ前に，まず最近の西ドイツ巨大企業の所有・参与構造と，そこにおける機関法人株主の位置を明確にしておくことが必要である。

1) 藻利重隆「前掲」45～46ページ。
2) 三戸公，正木久司，晴山英夫「大企業における所有と支配」未来社，1973年，200ページ。
3) 丑山優「前掲」61ページ。
4) 前川恭一「前掲」346ページ。
5) H. Pross, ebd., s. 15.

Ⅱ　西ドイツ巨大企業の所有参与構造

プロスは1960年前後の106大企業を支配類型にもとづき分類したが，われわれは75年度110大企業の所有構造を所有主体ごとに分類し，それらの販売量の分析をプロスのそれと比較することにする。その際とくに機関・法人株主と個人・同族資本所有者の動向を念頭に置き分析をすすめる。

なお資料としては，E・シュマッケ編,「500大企業――ドイツの主要企業と経営者」，コメルツ銀行編，「誰が誰に属するか」，M・ハイン，H・フレーター著,「銀行の支配力―今日までの議論の成果」を主として利用する。[1)]

これらの中でとりわけ，ハイン・フレーターの小著は銀行に対する批判と，これに対する反批判を整理したうえで，銀行による企業支配の問題を受信・与信の両面から検討し，さらに銀行の企業資本所有の状況に応じた125大企業の分類を行なっており，われわれの分析に有力な資料と論点を提供してい

る。

ただし分析に入る前に，次のことはあらかじめ断っておかねばならない。それは，たしかに65年の株式法改正，69年の公示化法により銀行の企業参与状況，とりわけ寄託株式の権利行使についての規定が精緻化されてきてはいるものの,「銀行の参与は，……最近にいたるまでほとんど系統的に分析がなされていない[2)]」のであり，やはり分析に不十分さが残るということである。

そこで以上の三資料からわかる限りで，110大企業を所有主体ごとに，(1)寄託株権の行使による機関株主間接所有企業（公衆会社），(2)複数機関・法人株主所有企業，(3)単一機関・法人株主過半所有企業，(4)公共機関所有企業，(5)個人・同族所有企業，(6)グーテホフヌング系企業，(7)外資系企業に分類し，それぞれを検討していきたい。(なお表は，表８を除いて，小稿末尾に一括して掲載した）

(1)　寄託株式権の行使による機関株主間接所有企業（公衆会社）

この中には75年度の販売量からみて上位15社内に入る６社（ヘキスト，バスフ，ジーメンス，バイエル，マンネスマン，アー・エー・ゲーが入る[3)]。いずれも基幹産業部門の株式会社であり，バイエルの49万人を筆頭として多数の分散小株主を抱えている。(表—ａ）とりわけ旧ＩＧ系３社とマンネスマンの場合には資本金全体の１％以上を所有する株主は存在しない。これに対しジーメンスとアー・エー・ゲー（ＡＥＧ）の場合には，家族とジェネラル・エレクトリック（ＧＥ）が各々資本金の11％を所有している[4)]。

以上の企業では銀行，とりわけ三大銀行の影響が大であると考えられるが，これを表１—ｂでみておこう。バイエル，ＡＥＧの場合には総会での寄託株権の行使はそれぞれ全寄託株の63.7％，71.5％である。そして株主総会出席者のうちで三大銀行の代表者が占める割合はバイエルの場合全体の43.1％，ＡＥＧの場合78.5％である。さらにこれを全銀行の代表者の合計でみると全体の57.2％，95.4％と出席者の過半を占めていることがわかる。

なお以上の６社に関しては投資会社による資本所有も軽視できない。とりわけマンネスマンでは投資会社が資本全体の10％を持ち，これを介して，銀

行の影響はさらに大きいと考えられる。（表1—b）

しかし他会社についての総会出席者の状況は表1—bでも示されていない。したがって銀行のこの面での影響力を具体的に把握できないのであるが，監査役会長の構成から判断すると，マンネスマンの場合には比較的それが大きく，これに対し化学3社では銀行以上に社内テクノクラートの力が，ジーメンスの場合には同族の力がむしろ大きいのではないかと推測できる。（表1—a）

とりわけジーメンスに関しては，シュピーゲルの記事の中で次のように述べられていることに注意をする必要があり，それらを特に付記しておきたい。それは，①ジーメンスの監査役員であり，同社と密接な取引関係をもつ経営首脳部が年に何度かジーメンス本社を訪れるが，彼らはジーメンスの取締役員を実際に指導するためにではなく，むしろ彼らに賛意を表わすためにのみ行くということ。②ジーメンスの監査役会，取締役会へ各一名の代表を派遣しているドイツ銀行でも，ダイムラー・ベンツ，マンネスマン等自行と深い関係をもつ企業に対するほどには，ジーメンスに対して口出をしないということ（これは同社が借り入れ額を上回る資金を投資しているためであると同誌はつけ加えている）。③ジーメンスに対する銀行関与がわずかであることは，同社の取締役員のほとんどが社内から選出された人間であることのなかにも見出される。④ジーメンスの経営機構は五つの部局に分れ，それらの中央管理を取締役会長が行なっており，さらに企業の最上部は創設者家族の後継者により，ジーメンスの伝統に従い，その地位が占められていることである。（Spiegel, 10., Oktober, 1977, s. 202, s. 206）

ところでジーメンスを含めた以上の公衆会社では取締役会が自律的であることについて，ハイン・フレーターが引用していた銀行代表者による以下のような説明がある。

「監査役会は取締役会に対する監督機関から，助言機関へと変わってきている。複雑な経済関係の中で，支配ということばのもつ意味は変化し，単にまちがいを発見するということだけではなくなった。今日明らかなように正しい意味での支配は，誤った行動や処置をあらかじめ避けるために，決定の過程でつらぬかれていなければならない。」（H. Hein, M. Flöter, "Macht der Banken", WSI., 1975, s. 352）

この叙述が示していることは，被傭経営者からなる取締役員は日常業務において，絶えず監査役員の操作を計算に入れたうえで行動せざるをえないと

いうことである。すなわち前者は後者との緊張関係にあるわけである。したがって彼らが行使する経営上の支配権が，やはり相対的な意味においてのみ自律的であることは明白である。

ただ監査役会内で銀行代表者がいかなる役割を演じているのかは，場合によって違いがある。すなわち，ハイン・フレーターが指摘しているように，彼らの監査役会・監査役委員会での資格と権限，個人の専制力，背後機関の比重などにより異なるのである。[5)]

(2)　複数機関・法人株主所有企業

この中には株式会社18社，有限会社３社，ならびに主として株式会社形態をとっていると思われるコープ企業グループが入る。販売量でみると，１～55位内に６社，16～55位６社，56位以下13社の内訳となる。産業別にみても鉱工業，化学，エネルギーから建設，食品，商業まで多岐にわたっている。（表２―ａ）

以上の企業，とりわけ株式会社の中には分散株主の存在するものもあるが，それらとは別個に制止少数株（資本全体の25％以上の株式）を所有する機関・法人が現存するため，寄託株式の権利行使のみによる銀行支配は行なわれていない。したがって銀行参与も直接的株式保有が基礎であり，寄託株式権利行使はその補足に過ぎないといえる。

そこでまず銀行が主要な所有主体を構成する企業をとりあげてみよう。販売量で第３位のダイムラー・ベンツの株主には個人（資本の10％を所有するフリック），外国政府（同，クエート14％）が存在するが，国内銀行の直接株式持分は全体の36.4％に及ぶ。また分散株主の存在からみても銀行支配が貫かれていると考えられる。[6)]（表２―ａ）

大型小売店のカウフホーフとカールシュタットでは銀行による資本所有が全体の50％にも及び，寄託株式，投資会社を通した銀行の影響は大きい。（表２―ａ，２―ｂ）メタルの場合にはドレスナー銀行が資本の33.3％を，アリアンツ保険会社とジーメンスがそれぞれの8.3％を持つ他，外資系金融会社の所有も16.5％に及ぶ。農産物卸売のバイバ，全産業部門にわたるプロ

イサーグの場合には，バイエル・ライファイゼン中央銀行と，ウェスト・ドイッチュ州立銀行が資本の25％を所有し，残りについては不明であるが，他に大株主は存在しない。ちなみにプロイサーグでは総会出席者の過半を銀行代表者が占めている[7)]。（表２—b） なおデグサ，ホールテン，バブコックでは，それぞれヘンケル家（資本の16％），B・T・A（英系企業，25％以上），テヘラン政府（25％以上）というような大株主が存在するが，それらとならんで銀行が資本のそれぞれ９％，25％以上，10％を所有している他，分散株主の存在から判断して銀行の参与はかなり大きいと考えられる。以上の株式会社の監査役会長には銀行の監査・取締役役員がついており，銀行との結びつきが強いことがこの面からもみてとれる。ただしこれらの企業の取締役員のほとんどは被傭経営者であることを付け加えておく。（表２—a）

次に販売量で第２位のアウグスト・ティッセン・ヒュッテン（ATH）であるが，ここではティッセン資産管理会社と財団で合わせて資本全体の35％以上を所有している。また同社では分散株主が20万人以上存在し，寄託株の権利行使，投資会社を通しての銀行の関与の可能性が充分考えられる。ちなみに銀行代表と投資会社の代表がATHの株主総会で占める割合は，全株主の47.2％にも及んでいる。（表２—b） 同社の監査役会長にはドレスナー銀行監査役会副会長を兼ねたG・ゾールが，取締役会長にはドイツ抵当銀行，工業銀行監査役員を兼ねた被傭経営者がついている[8)]。（表２—a）

つぎにルールコール，ルールガスの両株式会社では民間複数法人企業の他，公共企業が所有主体を構成している。またそれぞれの監査役会会長にザルツギッター，合同電気鉱山会社（Veba）という公共企業取締役会長がついているため公共的性格が強いと考えられる。しかし民間企業，外資系企業による資本所有もかなりのものであるため，公共企業とはせずここで取り扱うことにした。（表２—aをみるとルールコールの場合，民間企業の資本所有は全体の38.8％，公共企業のそれは38.0％である。ただしルールガスについては，これらの割合はこの表からは確定できない。）

その他複数の機関・法人株主が共同で所有する形態をとっている企業には

次のようなものがある。まず組合関係機関が共同で所有している住宅建築業の有限会社ノイエ・ハイマートとコープツェントラル株式会社である。両会社の経営責任者には共同経済銀行（Bank für Gemeinschaft）の取締役員がついている。アグファ・ゲバエルトとケミシェ・ベルク・ヒュルスの場合には化学会社のバイエルが資本の半分を，残りのそれぞれをベルギー写真会社，Veba が所有している。建築業のフィリップ・ホルツマンとホーホティーフでは，前者をドイツ銀行と自治体・地方農業連盟・ライン貯蓄銀行の3機関がそれぞれ資本の25%ずつを，後者をラインウェストファーレン電気会社（RWE），コメルツ銀行，メルクフィンク社が25%ずつを所有している。またゲトライトインポルトでは国内穀物企業が合同して資本の50%を，残りの25%ずつを外資系穀物企業とベルリン商事・フランクフルター銀行が所有している。化学業のリューゲルスベルクはルールコールが資本の32.3%を，アリアンツ保険会社とボイス参与会社が63%ずつを持ち，残りは1.6万人の分散株主の手にある。なお，ライファイゼン有限会社とコープグループの企業の所有関係は不明である。以上の企業では，銀行役員を兼ねているものも含めて経営責任者が被傭経営者である場合が多い。

このように複数機関・法人株主所有企業の場合には，銀行の関与のまったくない企業は，わずかしかないことが特徴としていえる。しかし他方，被傭経営者が直接責任を負っている企業があることも明らかとなった。

(3)　単一機関・法人株主過半所有企業

この部類には単一の機関・法人株主が資本の100%を所有する10社と50%以上を所有する7社がある。うち株式会社13社，有限会社4社である。(表一3)

このうちクルップコンツェルン，ボッシュの場合には財団がその所有主体を構成していて，財団の責任者にそれぞれ銀行役員を兼ねた被傭経営者がついている。クルップの場合には，66年以来個人企業形態を名実ともに廃したことは記憶に新しいが,[9] ボッシュについてはエンゲルマンの以下の記述を特に付記しておく。

「今日，家族と財団の所有下にあるボッシュコンツェルンは，……技術家である息子のボッシュによってではなく，……マネージャーによって経営されている。企業の責任者には，ハンス・メルクル……があたっているがボッシュの長老は彼にボッシュの名前を譲ってはいないのである。」(B. Engelmann, "Das Reich zerfiel, die Reichen blieben, s. 224～226)

またヘッシュ・コンツェルン本社のヘッシュ・ベルケはオランダ法人エステルの所有下にあるが，エステル自体はドイツ法人ヘッシュとオランダ王立製鉄所アイムデンにその資本の半々を持たれている。しかもヘッシュ自体は資本の14.5%をアイムデンに所有されてはいるものの，11万人の分散株主をかかえる公衆会社である[10)]。したがって，ヘッシュ・ベルケの監査役会長にドイツ銀行取締役員がついていることは以上の所有関係からみて容易に理解できる。

残りの企業は，エデカ以外はコンツェルン本社の下位会社ないしそのまた下位にある系列企業である。すなわち上位会社が公衆会社であるマンネスマン，バスフの系列，上位会社が複数機関・法人株主所有企業に含まれたATH，コープツェントラル系列の企業群である。これらのほとんどの場合，コンツェルン上位会社の取締役会長ないし役員がそれらの会社の監査役会長の地位についているのである。

(4)　公共機関所有企業

公共機関企業は，公共機関が資本の50%以下の所有しかしていない企業系列と，50%以上を所有するそれとに大きくわけられる。

前者については，いわゆる民有化処置[11)]のとられた合同電気鉱山会社(Veba)，フォルクスワーゲン（VW）とそれぞれの系列企業がある。いずれも株式会社であり，なかでも Veba は販売量で 110 社中第 1 位にあり，その系列下にある企業をも考えると，石油・化学・エネルギー部門における西ドイツ最大の企業である。同社に対する連邦の資本所有は全体の43.7%であるが，他の大株主が存在しないため，連邦の支配下にあると考えられる。分散株主は 120 万人であり，株主数においても西ドイツ企業中最大である。監査役会長には被傭経営者であるフォーゲルザンク (Günter Vogelsang) が，また取締

役会長にも被傭経営者がつき，後者が系列下の諸企業の監査役会長を兼任している。（表４—ａ）

ＶＷにおいても株式の民有化により分散株主が88万人存在する。しかしそれにもかかわらず，株主総会においての銀行による寄託権の行使は出席者総数の29.9％でしかなく，（表４—ｃ），やはり連邦とニーダザクセン州の所有（合わせて資本全体の40％）にもとづく支配が行なわれていると考えられる。同社の監査役会長は銀行役員をも兼ねたザルツギッターの取締役会長であり，取締役会長は，銀行・保険会社の役員を兼ねた被傭経営者である。後者はさらに系列企業のアウディの監査役会長をも兼任している。（表４—ａ）

次に公共機関が資本の過半を持つ企業をみてみよう。これには，ほぼ連邦所有下にあるザルツギッター，ザールベルク，合同工業企業会社(ＶＩＡＧ)，ルフトハンザ，以上の系列会社３社があるが，ほとんどは鉄鋼，エネルギー，化学等重化学工業部門の企業である。また州ならびに都市などの自治体が支配する企業として，ラインウェストファーレン電気会社（ＲＷＥ）とウェストファーレン合同電気会社（ＶＥＷ）の二つのエネルギー供給会社がある。ＲＷＥでは所有の過半は民間にあるが，公共体は20倍特権株により支配を行使しており，ＶＥＷでは，公共体の所有が合わせて資本の52.5％にも及んでいる。（表４—ｂ）

以上の企業はザルツギッター・シュタールが有限会社である以外すべて株式会社形態をとっている。監査役会長は様々の層から選出されていて，ＲＷＥとルフト・ハンザの場合には銀行役員が，ザルツギッターとＶＩＡＧでは官僚が，ザールベルクでは被傭経営者が，ＲＷＥでは市役所上級職員がその役についている。また取締役会長は，銀行役員の兼任の場合もあるが，多くは被傭経営者である。（表４—ｂ）

⑸　個人同族所有企業

これには27社が入る。このうち株式会社が９社，株式合資会社２社，有限会社６社，合資会社２社であり，残り８社についてはほぼ個人企業であると思われる。

販売量では15位内に1社，15～55位内に10社が入るが，残りの16社は56位以下である。この中には個人企業，または有限会社，合資会社形態をとる企業で，比較的上位に位置するもの――トエプァー（Toepfer 22位），フリードリッヒ・フリック（29位），クヴェル（Quell 32位），レエムツマ（Reemtsma 36位），クレックナー（Klöckner & Co, 37位）――が存在しており，西ドイツにおける個人・同族企業の残存という点で注目すべきである。

しかしこの部類に入る企業を産業部門別にみると，化学（ヘンケル株式合資会社），自動車（バイエル・モーター・ヴェルケ株式会社），鉄鋼（クレックナー・ヴェルケ，オットー・ヴォルフの両株式会社），電気（グルンディヒ，VARTAの両株式会社）というように基幹産業部門で活躍する企業があるものの，多くの残りの企業は，食品，洗剤，プラスチック，出版等軽工業ないしは商業部門に従事している。とりわけ商業部門の企業は合計すると11社であり，これらの部門で個人ないし同族企業が活躍する余地が残されていることは明らかである。（以上表―5参照）

なおこの部類ではクレックナー・グループに属するクレックナー・ベルケに特にふれておく必要がある。というのは同社の資本はその25％以上がクレックナー財団により所有されてはいるものの，その他は3万人の分散株主の手中にあり，寄託株式の権利行使による銀行参与の可能性も考えられるからである。ちなみに同社の監査役会長をみると創設者の後継者であるG・ヘンルが名誉会長としてとどまっているが，実際の会長には弁護士がついているのである。

しかし最近の鉄鋼不況に苦しむこのクレックナー・グループについてのシュピーゲルの以下のような記事を読むと，銀行支配よりもむしろ同族の影響が大きいことがうかがわれる。すなわちシュピーゲルは「家族のエゴが資金繰りの有効な立て直しを妨げている」という見出しで以下の指摘を行なっているのである。

「工業家の精神ではなく，商人の精神が，この企業を特徴づけている。グループが損失を出しているのに，ヘンル家は彼らのグループの商事会社であるクレッ

クナー & Co. の手に4400万マルクもの利潤を昨年度計上させているのだ」(Spiegel, 10. Oktober, 1977, s. 97〜98)

以上のクレックナー・ヴェルケの例は，株式の分散がかなり進められ，経営者の権限がある程度大きくなってきてはいるものの，親会社がいまだに同族所有会社であるために，その影響から免れえないことを示している。

(6)　グーテホフヌングヒュッテ（GHH）グループ系企業の所有・参与構造

ここで取り上げるのは，GHHとその系列下に入ったアウグスブルク・ニュールンベルク機械製作所（M. A. N.）ならびにフェローシュタールの株式会社である。

まず販売量で13位にあるGHHの資本所有関係をみてみよう。シュマッケ編の「500大企業」によると，GHHにおける大株主はレギナ管理会社のみであり，これが資本の25%以上を所有していることになっている。なおレギナ管理会社自体は，アリアンツ保険，同生命保険，ミュンヘン再保険という三つの保険会社とコメルツ銀行により資本の25%ずつを持たれている。したがって，このことから判断するとGHHは複数機関株主所有企業へ分類してもよいわけである。

ところが，コメルツ銀行編の「誰が誰に属するのか」をみると，GHHは創設者の後継3家族（ハニエル，ヤコビ，フュッセン）とレギナ管理会社で資本の50%以上を所有するとあり，またハイン・フレーターの先に述べた資料でも資本の過半が創設者家族とアリアンツの手にあるということになっている。(表―6)

以上のことから，GHHの資本は同族と保険会社を中心とする機関株主により半々ずつをもたれていると考えられ，同族企業ないし機関株主所有企業のいずれとも断定するわけにいかないのである。このことは，GHHにより資本の80%以上を持たれているM. A. N. と100%完全所有されているフェローシュタールについてもいえるわけである。

なおこのような不鮮明さはこのグループ企業の経営陣についてもあてはま

る。すなわちGHHの監査役会長には創設家族の後継者であるK・ハニエルがついてはいるが，同社では1808年の創設以来一貫して被傭経営者である取締役会長が経営権を掌握してきたという事実が一方である。しかも彼らは当初資本を所有しないのであるが，経営を任され，GHHの発展に寄与する過程で創設者家族の閨閥と深い人的関係をもち最後には一大資産を形成している。ウィルヘルム・ロイグ，カール・ロイグとポウル・ロイシュ，ヘルマン・ロイシュの親子二代にわたる4人の経営者がそれである。[12)]

このようにGHHの資産は設立時より，経営者を含めた同族の中でしだいに分散してきている。B・エンゲルマンはこのGHHを，プロスが説いたマネージャー支配企業の一つの典型としてとりあげ，以下のような説明を与えている。

「マネージャーの継承が実際には所有者支配の没落の過程であるという，格好の例をハニエル・コンツェルンが示している。」「所有者達は，彼らに残されている，不労所得で満足している。支配力はマネージャーへ移行したにちがいない」
(Bernt Engelmann, “Meine Freunde── die Manager” 1969, s. 120, s. 127)

しかし，以上のGHHの経営者達は正確にはプロスのいう「資本を所有しない機能者」とは異なるようである。またH・ロイシュは1966年に亡くなっており，現在GHHの取締役会長についているのは被傭経営者のM・レニングスである。このM・レニングスと創設者家族，またはレギナ管理会社との関係についての資料が筆者の手元にないため，GHHグループ企業をどの分類に含めるべきかについては意見を留保せざるをえない。

(7)　外資系企業

外資系企業の内訳は，アメリカ系7社，イギリス・オランダ系8社，スイス系2社，イタリア系1社である。企業形態別にみると株式会社が11社，有限会社4社，合資会社1社，残りの2社については不明である。資本の所有関係については，100％ないしほぼそれに近い割合で完全所有されている企業が多く，それらのほとんどが多国籍企業の子会社である。ただしブレニンクマイヤー（C & A Brenninkmyer KG）はオランダ系の繊維同族企業で

ある。(以上表—7参照)

これまでに110大企業群をそれらの所有主体別に分類し，それぞれの所有・参与関係を知りうる限り詳細にみてきた。そこで最後に，110大企業の年間販売額を所有主体分類ごとにまとめ，これをプロスが60年に行なった106大企業の年間販売額の支配主体別分類と比較してみることにする。

ただし110社についての小稿で行なった分析とプロスの分析では分類の基準が異なるため簡単に比較するわけにはいかない。すなわちプロスは106社を支配主体にもとづき分類したわけであるが，その中味を吟味しておく必要がある。(以下表—8参照)

まずプロスが経営者支配企業に含めている企業をみると，(1)資本の1％以上を所有する株主の存在しない公衆会社11社，(2)全体の25％以下の資本所有をする株主の存在する4社，(3)25％以上の資本所有をしている株主の存在する7社，合計22の株式会社が取り上げられている。[13] ところでこの(3)グループは，プロスが条件付き経営者支配企業として限定をつけていたように，経営者支配企業に含めてよいかどうかは議論の余地のある問題である。小稿では，これらを所有主体ごとに分け，(1)・(2)のグループは公衆会社とし，(3)については機関・法人株主所有企業と，クレックナー・ヴェルケのような同族所有会社とに峻別したわけである。なお，プロスのこの(1)・(2)の企業は合計15社であり，これが75年の分析で公衆会社6社へ減少しているのは，さらに次の理由が考えられる。すなわち公衆会社が，他の分類企業へ合併され，そのコンツェルン系列へ組み込まれたこと（ライン・シュタール，デマグの例），公衆会社でも75年時点で販売量で110位内へ入れぬ企業があること（化学業のシェリング121位，建築業のリンデー131位の例），公共機関の資本所有が全体の50％以下である公共企業がこの分類に含められていたことである。

次に，プロスが分類した複数少数所有支配企業であるが，この中には，(1)二つないし三つの企業が共同所有している企業，(2)コンツェルン系列下の企業，(3)私的個人所有者がかなりの影響力をもつ企業が含められている。プロスは(3)については，決定権が誰に帰属するか意見を保留しているが，以上の

表8　110大企業年間販売額分類とプロスの分析との比較

（単位　百万DM）

110大企業（'75）			
所有主体別企業分類	社数	販売額	%
公衆会社	6	103,261	15.9
複数機関・法人所有	22	128,635	19.8
単一機関・法人所有	17	75,290	11.6
公共機関所有	17	130,118	20.0
個人・同族所有	27	109,118	16.9
GHHグループ	3	15,652	2.5
外資系企業	18	86,359	13.3
合計	110	649,160	100

106大企業（'60）			
支配主体別企業分類	社数	販売額	%
経営者支配	(22)	25,503	27
複数少数所有者支配	(21)	14,890	16
国内企業支配	(8)	3,677	4
公的経営者支配	(19)	12,630	13
個人・同族支配	(22)	20,447	22
不明	(1)	—	—
外国企業数配	(17)	16,672	18
合計	(110)	93,819	100

（110大企業の販売額は，シェマッケ編「500大企業」より，またプロスの分析は，プロスの前掲論文113，117ページよりとった。プロスは110大企業を対象としていたが，正確を期すため販売額では106社にしぼって分析している。）

3グループ企業全体では被傭経営者による支配が一般的であるとみなしている。[14)] 具体的にどの企業がこれらに入るかは，プロスの資料ではまったく明らかにならないが，(3)についてはもしGHH系列企業グループが含まれている

とすると，以上の(1)・(2)・(3)と，小稿で分類した複数機関・法人株主所有企業とを同列視することはゆるされないのである。なおプロスの分類で国内企業支配８社が，これに対応すると考えられる単一機関・法人株主過半所有企業18社に増加しているが，これはやはり60年以降の企業集中，コンツェルン化のためであろう。

したがって，機関・法人株主所有企業は，60年についていうなら，プロスが分析した，経営者支配企業・複数少数所有者支配企業・国内企業支配企業の合計51社よりも少く，これらの販売量の合計も106大企業の販売量全体の47％より低いわけである。75年にはこれらの企業は合計46社，販売量で全体の47.3％となっており，実際の販売量の増加は，数字に表われているよりも大きいと考えられる。

また以上の企業とは対照的に個人・同族会社は，販売量において全体の22％から16％へと明らかな低下を示している。しかも企業数では22社から27社へと増加している中での減少であることから，個々の企業においてはその成長率が，他の分類企業よりもさらに低いのである。

なおその他プロスの分析との比較で特徴的なことは，外資系企業の販売量にしめる比重の低下と，公共企業のその増加である。これはドイツ企業が全体として外資系企業を上回わる成長を，60年以降遂げたこと，その中で公企業において高度成長が行なわれたことを示している。とりわけ公企業についていうならば，企業数が19社から16社へ減少しているにもかかわらず販売量では増加傾向にあるわけであり，個々の企業での成長率が高いと考えられる。これは公企業が，エネルギー，原子力，航空，軍事等巨額の資金を要する部門にあり，これらに対する国家投資の結果であろう。しかしこれらの公企業の具体的分析は別の機会に回わしたい。

以上で西ドイツにおける110大企業についての分析をおえることにするが，個人株主，同族により資本所有されている企業が減少の傾向にあり，逆に機関・法人株主所有企業が徐々に台頭している事実が実証された。プロスがまとめたように，公共機関をも機関株主の中に含めるとすると，西ドイツにおけるこの傾向はさらに顕著であったといえよう。

1）“Die Grossen Deutschlands führende Unternehmen und ihr Manaegment”, Hrsg. Ernst Schmacke, Luchterhand Verlag. 1976. “Wer gehört zu wem—— Mutter- und Tochter gesellschaften von A-Z”. 12. und erweiterte Auflage Hrsg. Commerzbank 1977, “Macht der Banken”—Folgerungen aus der bisherigen Diskussion, Von Manfred Hein und Hartmut Flöter, WSI Mitteilungen. 7/1975, s. 342〜361.

2）M. Hein, H. Flöter, ebd., s. 348.

3）ハイン・フレーターは74年次の125大企業中，寄託株，投資会社を利用した銀行支配が可能な会社としてA.E.G，バスフ，バイエル，ヘキスト，リンデ，マンネスマン，ラインシュタール，シェーリング，ジーメンスの9社をあげている。(M. Hein, H. Flöter, ebd., s. 356)

4）ジーメンス家の力についてはシュピーゲルの以下の記述が参考となる。「創設者の家族の持分は，家族がその持株を公衆にはじめて提供した1898年以来，今日まで引き続き減少している。家族の手元にあるのは資本の11%，16億マルクに過ぎない。けれども名目資本で360万マルクのジーメンスの株式は6倍の特権付株式であり一族が株主総会で制止数株を保持するには十分である。」(“Etwas Mysteriöses, gar nicht Faßbares” in Spiegel 10. Oktober, 1977, s. 209)

5）M. Hein, H. Flöter, ebd., 352.

6）74年時点では，フリック・グループの持分は全資本の38%に及んでいた。なお，ダイムラー・ベンツをはじめ，最近の銀行による大企業の株式所有の強化については以下の論文に詳しい。蓮見博昭「不況知らずの好収益を記録―トップ交代で海外業務拡充へ―」(時事通信社『金融財政』，1976年，5.31，8〜12ページ)

7）プロイサーグの所有関係については以下の著書に詳しく述べられている。岡田昌也「西独における固有企業の民有化」，(神戸大『経済経営研究年報』第16号(1)) 113〜148ページ，上村貞次郎「西ドイツの独占資本」(大月書店，1967年) 180〜181ページ.

8）北村次一氏は，ATHを「大規模同族会社の大衆化現象」が進んだ一つの企業とみなしている。北村次一「ドイツ企業史家研究」,(法律文化社，1976年，111ページ参照。)

9）クルップの法人会社化については，いろいろ論文があるが，とりわけ，池田重隆氏の以下の著作に詳しい。池田重隆「クルップコンツェルンの現実，(『アナリスト』13，1967年，50〜63ページ。)

10）詳しいことは，標木航三郎「ルール伝統産業鉄鋼〔コンツェルン〕」(筑摩書房，『世界の企業』，1975年：236〜239ページ）を参照されたい。

11）岡田昌也，上林貞次郎，各前掲論文を参照。

12）Bernt Engelmann, “Meine Freunde—die Manager” Ein Beitrag zur Erklärung

des deutschen Wunders, 1969, dtv, s. 121〜127.
13) H. Pross, ebd., s. 112.
14) H. Pross, ebd., s. 111〜112.

Ⅲ　西ドイツにおける機関・法人株主と被傭経営者

これまでに，西ドイツ巨大企業の所有主体を構成する機関・法人株主として，銀行，財団，投資会社，管理会社，保険会社，組合，法人企業，その他一部には州・自治体などをとりあげてきた。このうち最大の機関株主は，銀行，とりわけ民間三大信用銀行であった。

そこでまず三大銀行自体の所有・参与関係についてみておこう。いずれの銀行にも，大株主は公衆会社同様存在せず，すべての資本所有者は分散株主と考えられる。75年における株主総会は，ドイツ銀行で19.5万人，ドレスナー銀行で13.5万人，コメルツ銀行で12万人である。このうち，ドイツ銀行の株主については以下のような説明がある。

> 「ドイツ最大の銀行ドイッチェ・バンクの株主構成をみると，株主数の53.9%は労働者，20.9%は主婦，10.2%はその他個人である。85%が『大衆株主』である。そしてこれらの持株数を合計すると56%に達する。」(池内康彦「西ドイツの金利自由化と銀行経営の変貌」(『金融財政事情』，1976，5.3—10，97ページ))

この池内氏の説明から判断すると，ドイツ銀行の場合には，全株主数の15%にあたる約３万人の株主が機関株主ないしは法人株主であり，これらがドイツ銀行の資本全体の44%を所有していることになる。

ところで以上の銀行は，このような分散株主が寄託する自行の株式の権利をも利用するわけである。したがって「銀行は，総会において株式発行会社側であると同時に，株主たる顧客の委任を受けた代理人として株主側にも登場する[1]」ということになる。この結果，銀行は自行における一大株主を構成するのである[2]。

そこで三大銀行の監査役会の構成を，シュマッケ編「500大企業」により，75年度についてみておこう。ドイツ銀行の場合，監査役会長Ｈ・ウリッヒ，

副会長ボッシュの経営責任者H・メルクル，ホールテンの監査役員H・オスター・ウィントの他，他の法人・個人企業の役員6人，個人企業所有者3人（K・フリック，A・ヘンル，H・クヴァニト），P・ジーメンス，労働者代表7人，主婦1人の計21人からなっている。コメルツ銀行では，監査役会長P・リヒテンベルク，副会長H・メイヤー（個人企業社員）GHH監査役員のメンゲスの他，法人企業役員6人，保険会社役員1人，個人企業の所有者ないしその被傭経営者4人の計21人である。ドレスナー銀行の場合には会長H・リヒター，副会長H・ヘンツェル，ATHのG・ゾール，ヘキストのK・ウィナッカーの他，他銀行役員1人，法人会社役員4人，個人企業役員1人，労働者代表の計15人からなっている。

このように三大銀行の監査役会には，先に所有主体別に分類したところのあらゆる種類の企業役員が関与している。しかし，いずれにせよこれら銀行の監査役会長ならびに取締役員（会長も含めて）についていえば，すべて個人で資本を所有しない被傭役員であることには注意しなければならない。このことはマックス・クルックの以下の叙述からもうかがわれる。

「ヘルマン・J・アプス，ヨアヒム・ツァーン（ダイムラー）バイツ，フォーゲルザンク（クルップ），ハンセン，ザメット，ティム（三大化学コンツェルン“総監督”），プレットナー（ジーメンス），グロエベ（AEG）も，Veba のケンプナー，ティッセンのゾール，マンネスマンのオーバーベッグも，ラインシュタールのシュムムッカーも，ドイツ銀行のウルリッヒ，ドレスナー銀行のポント（ドレスナー銀行取締役会長～筆者）ウェスト・ドイチェン州立銀行のプーレインも――社会学者が，“経済界の支配者”に含めるすべてこれらの人達は，生まれつきその職についたわけではない。」(Max Kruk, “Die Großen Unternehmer,” Woher sie kommen, wer sie sind, wie sie aufstiegen, Societäts Verlag, 1972, s. 190)

このように彼らはいずれもやはり被傭経営者である。そして以上の銀行役員が，いろいろな手段により一人で産業企業の役員をいくつも兼任し，銀行と企業との広範囲にわたる参与関係をくりひろげていることは周知の事実である。[3)]

以上の事態をまとめると，西ドイツの三大銀行の取締役会はもちろん，監

査役会においても，ほぼ絶対的といってよいほどの，一般株主から独立した，自律的な被傭経営者（理事会）による支配が行なわれているという結論が導き出される。すなわち冒頭でふれたような，プロスが推測した個人所有者から自由な，支配力の完全な自律化は一般産業企業ではなく，三大信用銀行においてこそ，現実に貫徹する可能性があるわけである。

しかも三大銀行は公衆会社をはじめ，機関・法人株主所有企業の多くに対し，他の国ではみられぬほどの影響を与えているわけであり，これらの企業の監査役会・取締役会の中に，銀行役員以外の支配的株主が存在しなかったり，または存在したにせよ，監査役会長に銀行役員がついている場合には，やはり株主からは独立した被傭経営者による支配が行なわれているということになる。

ただし，この場合，銀行役員以外のものが経営のトップに立っているとしても，彼らは銀行からの関与を免れることはできず，この意味で，彼らの会社支配はあくまでも相対的なものでしかないことはつけ加えておく必要がある。これは，先にみた公衆会社における取締役会と監査役会との関係の例をみても明白であろう。

ところでこのような大きな影響力をもつ西ドイツの銀行に対し，批判の論調が高まったことが一時あった。この銀行批判とそれに対する反論について，ハイン・フレーターが以下のような整理を行なっていることはきわめて興味深い。

すなわちそれによると，銀行批判・反批判は，(a)自由主義経済の立場，(b)行政指導を認める自由主義の立場，(c)社会主義の立場に立つ論者のものに分けられる。このうち(a)の立場からの銀行批判論者の中味は，主に株式寄託権にもとづく参与に関するものであり，銀行の企業所有・参与のみを制限すべしとしている。また(b)の立ち場の論者は銀行の企業に対する影響力を断つため，銀行に対するコントロールを，銀行の国有化ではなく社会化によって行なうことを要求している。これに対し(c)のものは，さらに，(1)ヒルファーディングの論理により銀行の企業支配を認め，その国有化を要求する論者，(2)

レーニンに依拠し，国独資批判から国有化を要求する論者，(3)レーニン・ヒルファーディングを批判し，金融グループ間での競争を強調し必ずしも国有化を主張しない論者にわかれるというのである。[4)]

これらに対し銀行の立場を代表する論者，経済学者，ジャーナリストが反論を加えている。彼らはほぼ(a)のグループに入るが，第一に，銀行の支配力を過小評価することにより銀行を弁護する。これらの反批判の主なものとして，ハイン・フレーターは大銀行の企業資本所有は，それらのバランスシート総額の5％以下であり，また銀行全体をとってみても，西ドイツの株式会社に対する資本所有は，全体の4％にしかならないという銀行側の説明や，以下のような銀行代表者の言をとりあげている。

「銀行は産業企業を支配したり，全体を所有したりはしていない。」「われわれは金融上のパートナーに過ぎず，危急を要する場合にのみ，構造的問題に答えるのだ」(M. Hein, H. Flöter, ebd., s. 346)

また寄託株の権利行使に関しては，彼らが，株主の承認をとることは「費用と不快感を伴うだけであり，支配力の行使には結びつかない」と述べたり，銀行の小株主に対するサービス機能をむしろ強調したりし，人的結合については「銀行代表者はつねに少数派でしかない」と言ったり，さらに企業の内部情報の利用の可能性の指摘に対しては，銀行のもつ「公共性」を強調するということを紹介している。[5)]

そしてさらに「銀行は一時的でしかない支配の可能性を実際には行使しえない」ことを強調する論者は，その根拠として「銀行の支配欲に対する有効なコントロール」をあげているというのである。すなわち信用業務における銀行間での熾烈な競争の存在であるが，この点についてハイン・フレーターは以下のように述べている。

「大企業は信用関係の面では，個々の銀行から相対的に独立している。それらは中企業より，銀行債務の選択の幅を広くもち，信用取引相手を分散させることによって，この選択を行使しうる。したがって個々の銀行にとっては魅力的な顧客である。また大企業は信用業務とならんで，さらに金融上の手段をもち，銀行

の全面的関与をうけないですむ。（発行，債務証書にもとづく貸付，外国銀行信用，産業手形交換）。これらの企業をめぐって信用機関の数が制約されていたとしても，信用業務における鋭い競争が生ずる」(M. Hein, H. Flöter, ebd., s. 351)

かくて，大企業「とりわけ利益をあげている企業では，経営陣が銀行に対して文句を言えるほど自立的でありうる」という銀行側の説明を，ハイン・フレーターはつけ加えているのである。

なお銀行が「支配しない監督機関」ではないかという批判に対しては，信用業務上の誤りを避けるための法規定がもち出されて，反論が行なわれ，ここでもやはり監督機関としての銀行の「公共性」が強調されているのである。[6)]

以上のような議論をふまえて，ハイン・フレーターはこの論争の結論に代えて，次のようなドイツ銀行代表者の弁をつけ加えている。

「疑いもなく銀行は，この社会の機関と同じく，支配力を持っている。信用を与えたり，拒否したりする可能性は，たとえ，他の銀行との競争下にあったとしても，それ自身支配力である。また銀行がそれを誤用することもないわけではない。われわれは業務上の支配力を軽んずるような試みはすべきではない。なぜなら，この種の支配力は創出されてはならないからである。銀行支配力は，何らかの形で，国家権力と結合したときには，たとえ民主国家ではあっても，はるかに大きくなるであろう」(M. Hein, H. F. Flöter, ebd., s. 347)

以上，西ドイツにおける最大の機関株主である銀行に対する批判・反批判をハイン・フレーターに即してみてきたのであるが，銀行弁護論者の反論にもかかわらず，銀行の企業支配は次の点でも明白であろう。それは，企業が経営にいきづまったとき，ハイン・フレーターはふれていなかったが，とりわけ企業集中・合併のときには，必ず大銀行が介入するという点である。[7)]

ただし経営が順調な場合には，相対的な意味での，産業会社内の「マネージャー支配」ないし「テクノクラート支配」が行なわれることは，以上の論争の中からも読みとれたわけであった。そしてこのことは，自己金融にもとづく蓄積が大きな役割をはたす大企業でとくにあてはまるといえよう。（先にみたジーメンスの場合がこの例である）

最後に機関投資家・株主としてかなりの企業参与を行なっている保険会社

の所有・参与構造をみてみよう。表—9で補償金受取額にもとづく西ドイツにおける上位10社を，シュマッケ編の先の資料から抜き出しておいた。

これをみるとわかるように，第1位，2位のミュンヘン再保険会社，アリアンツ保険会社が株式の相互保有を行なっている。またこの2社が共同で所有する形態をとる保険会社が10社中4社ある。なお，この点に関しては犬飼欽也氏による，ドイツ連邦産業経済局編「産業集中についての調査結果に関する報告」の紹介論文の中で次の指摘がある。

> 「保険業での46事例は，全部が直接的な相互参加であった。保険では相対する持分が，大ていの場合円環的参加と一緒に生じているのが典型的で，このため個々の事例についてその重要性を把握するのはむずかしかった」（犬飼欽也「西ドイツにおける産業集中(2)」（『証券経済』，1968年1月，第101号，49ページ））

以上のことから，西ドイツの保険会社では全体として，株式の相互保有が行なわれているとみてよいだろう。また保険会社の役員は監査役会・取締役会のいずれにも被傭経営者がついている場合が多い。（表—9）

なおＡＴＨ，ＧＨＨ，ノイエ・ハイマート，クルップ，ボッシュにおける管理会社，財団，その他多くの企業に関与している投資会社等の機関株主についての具体的分析は小稿では行なわず，別の機会に譲ることにする。ただ，これらの財団，管理会社の設立によって，従来同族会社として経営されていた企業においても，その後継者の経営者の経営方針により，または経営危機を契機として，同族所有形態がとり止められてきているという事実は重要であり，この事には留意しておく必要があろう。だがこの点では，株式分散がある程度進み，管理会社ないし財団が主要な所有主体に移行しているとはいえ，いまだに同族による所有支配を免れないでいるＧＨＨ，クレックナー系列の諸企業には，今後とも特に注視していかなければならない。

以上，銀行をはじめとする西ドイツにおける機関株主を多少の差はあれとりあげてきたわけである。そしてこの中で，とりわけ，三大信用銀行の経営陣が，一般の個人株主からほぼ絶対的とも言ってよいほどの独立した存在であること，またそれらの経営上の最終責任者（監査役会長）がやはり被傭経

営者であることを確認した。この事は株式相互持合いの関係にある保険会社，銀行役員を兼ねた被傭経営者が責任を負っている管理会社，財団・法人企業にも妥当すると考えられる。したがって以上の機関・法人企業（ないしそれらの系列企業）においても，機関・法人所有にもとづいた，被傭経営者の経営上の相対的自律性が存在するとみなしうるわけである。そしてこれらの経営者達が，私的所有制度の推進者であることは，ハイン・フレーターに即してみた，銀行の企業支配をめぐる論争からも明らかであったのである。[8)]

1）黒沢洋「西ドイツ銀行制度とその特質」（前掲『世界の企業』4．276ページ。）
2）ドイツ銀行の株主総会で，銀行自体が占める割合については以下のシュピーゲルの記事が参考となる。「1970年5月15日，ドイツ銀行の株主が集ったとき，重役陣は，総会に出席している資本の56.7%を代表していたことが，公式の出席者名簿で明らかにされている。」(“Universal-System : Die Omnipotenten,”Spiegel, Nr. 4/1971，ただしこの記事については，シュピーゲルの原本を手に入れられなかったため，永井清彦著「時事経済ドイツ語」，第三書房，1979年，121ページを参照した）
3）この点については以下のような説明がある。「統計が示しているように一つの株式銀行の取締役員は，平均して六つの経済上の職を兼任している。たいていの場合，監査役会の席にある。監査役会の8人に1人は銀行役員である。」(“So nutzt man den Wirtschaftsteil einer Tageszeitung,” Hrsg., Jürgen Eick, Societäts-Verlag, Sechste Aufl. 1975, s. 354)

ちなみに元ドイツ銀行監査役会長であった，H. J. アプス氏は Herr Direktor（理事氏）と呼ばれたことに対して，「私は理事ではない。私が理事を任命するのだ」と答えたということである。(B. Engelmann, ebd., s. 104参照)
4）M. Hein, H.Flöter, ebd., s. 343～345.
5）M. Hein, H.Flöter, ebd., s. 345～347.
6）以上，M. Hein, H. Flöter, ebd., s. 347.
7）「大銀行が，たとえば企業集中の推進者，核として演じている役割は，市場経済的に経営されている新聞にとっても，賛意をもって考えられてはいない。」(Hrsg., J. Eick, ebd., s. 355)
8）このことについては，菊地敏夫氏が紹介している。F・フォグルや，またB・エンゲルマンの以下の説明にも表われている。

「ドイチェ・バンクの監査役会長ヘルマン・アプス氏が1965年以来特別の休日をとったことはないという事実や，フォルクスワーゲンの取締役ルードルフ・ラ

イディング氏が同社の会長になってから18ケ月間は，1週7日間，1日平均10時間以上働いた」(菊地敏夫「日本企業との共通性と異質性」(『経済往来』，1978年3月，42〜43ページ))，「平均的マネージャーは年収百万マルクでも非常に勤勉である。彼は1日少くとも10時間，しかも1ケ月25日以上働く」(B. Engelmann, ebd., s. 110)

むすび

小稿は西ドイツ巨大企業における機関・法人株主の実態と被傭経営者の果たす役割を，銀行の企業支配との関連で解明することを目的としていた。冒頭で述べておいたように，これらを取り扱う契機となったものは，60年代初頭に，H・プロス女史が「西ドイツにおけるマネージャーと株主」という論文の中で提起したいくつかの問題であった。すなわち，株式分散が普及した公衆会社を中心とした巨大株式会社における，その内部構造の変化にもとづく私的所有の内容上の変化と，そこでマネージャー（被傭経営者）が果たしている経済的役割を解明するという，二つの問題であった。

まず，この第一の問題に対して，プロス自身は,「個人所有ではなく，集団所有，一種の私的集団所有」という規定を与えていたのであった。しかし「私的集団所有」とはいうものの，所有の非個人化に伴う肝心な所有主体の変化についての言及は，プロスにあっては何らなされないままにおわってしまっていた。このためプロス論文の日本への紹介者からもさまざまな疑問や問題点がなげかけられることになったのである。

そこで小稿では，最近の西ドイツで出されている資料にもとづきあらためて，110大企業の所有・参与構造とそれらの販売量の所有主体別分類を試みたわけである。この結果，機関・法人株主が所有主体を構成している企業は，企業数では集中・合併の結果減少してはいるものの，それらの販売量の全体に占める割合が，個人・同族所有企業のそれに比べ増大していること，また公共企業の一部でも機関株主がその所有主体を構成している場合があることを確認したのであった。したがってプロスが公衆会社を中心とした民間巨大株式会社の所有を「一種の私的集団所有」と規定したが，これは正確には

「私的複数機関・法人株主による所有」とすべきものであったわけである。しかも西ドイツでは，機関株主の代表的存在が銀行であり，以上で述べた企業において銀行役員ないしそれを兼ねた，テクノクラートを含む被傭経営者が経営の最終責任を担う場合が多くみられたのであった。この点で銀行の企業支配を考慮に入れなければならないという前川恭一氏のプロスに対する批判は重要な意味をもっていたわけである。

しかし小稿では，プロスの問題提起を積極的に受けとめ，銀行の企業支配の問題を念頭に入れたうえで，さらに機関株主としての銀行自身ないし保険会社の所有参与構造にまで立ち入って分析を加えてみた。その結果，銀行では，寄託株式の権利行使により銀行自身が株式所有者を代表する以外，個人大株主は存在しないし，また保険会社でも株式の相互所有形態が支配的であり，いずれにせよ個人で資本を所有する大株主がいないこと，さらに，以上の機関株主を代表し，経営に最終責任を負うものが，やはり被傭経営者（役員ないし理事）であるということが明らかになったのであった。

したがって，これまで述べてきた企業では，機関・法人株主を代表する役員をも含めた被傭経営者による企業支配が，一定の相対性にわくづけられたものでしかないにしても，やはり一般的なものになってきていることは疑いえないのである。

そこでプロスが提起していた第二の問題に立ち返ってみよう。プロスは巨大株式会社におけるマネージャー支配を，「所有の非私化」と同義語と考え，制度としての私的所有とはパラドックスの関係にあるという見解をもっていたのであった。しかし小稿で明らかになったように，マネージャー支配は「所有の非私化」ではなく，「所有の非個人化」＝所有の機関化・法人化によってこそもたらせられた事態であり，私的所有制度と対立するわけでもなく，したがって，パラドックスの関係にあるというものでもない。このようなプロスのあいまいな表現は，女史が所有主体の実質的変化を明確に意識せず，所有の「非個人化」を「非私化」と混同したがために生じたと考えるべきであろう。さらに言うならば，所有の「非私化」は，バーリ・ミーズの「経営

者支配」論の影響とも考えられる。なるほど「所有の非私化」は「所有の公化」と誤解されるわけであり，この点で藻利重隆氏や丑山優氏からのプロスに対する批判が出されることになったわけであった。

しかしこの点についてはこれ以上追求する必要はないだろう。プロス自身はマネージャー支配がやはり相対的意味しかもちえないこと，またマネージャー層が現代における私的所有制度の推進者であることを明言することにやぶさかではなかったわけである。付言しておくと，西ドイツにおける銀行の影響力，三大信用銀行間，ならびにそれらと貯蓄銀行間での競争を考えに入れるならば，銀行役員を兼ねた被傭経営者が，私的所有制度の推進者たらざるをえないことには多言を要しないのである。

最後に小稿では，投資会社，財団，管理会社，公共企業の一部における機関・法人株主と経営者の地位等について少なからぬ課題を残すことになった。これらについては別の機会にあらためて検討することとしたい。

表1―a　寄託株式の権利行使による機関株主間接所有企業（公衆会社）

販売量単位百万マルク

社名	順位	形態	株主数	大株主	部門	販売量	監査役会長	取締役会長
ヘキスト	4	AG	42万		化学	20,776	テクノクラート	被傭経営者
バスフ	5	AG	40万		化学	20,015	〃	〃
ジーメンス	6	AG	38万	ジーメンス家(11%)	電気	18,907	P・ジーメンス	〃
バイエル	8	AG	46万		化学	17,734	テクノクラート	〃
マンネスマン	10	AG	18万以上		鉄鋼	13,094	ドイツ銀行監査役会長	〃
AEG	11	AG	約19万	GE (11%)	電気	12,735	ドレスナー銀行取締役会長	〃

（“Wer gehört zu wem”, Hrsg. Commerzbank, 1977, E. Schmacke, “Die Großen 500,” 1976 より作製）

表1—b　公衆会社における機関株主の参与状況（'72/'73年）

販売量単位百万マルク

社名	順位	販売量	大株主	投資会社持分	株主数		'74年寄託株式権利行使				監査役会委任者	
					全体	労働者	出席者	出席者の割合(%)			全体の人数	うち銀行によるもの
								(大銀行)	全銀行	投資会社		
ジーメンス	2	15,147	ジーメンス家	6.4%	33万	6.5万	・				22	ドイツ銀行2人，ドレスナー銀行，バイエル・フェラインス銀行
バスフ	3	13,643	・	5.1%	33万	1.8万	・				15	ドイツ銀行
ヘキスト	4	13,563	・	5.8%	37万	4万	・				15	ドレスナー銀行(名誉)，コメルツ銀行
バイエル	6	12,821	・	6.2%	46万	2.2万	63.7%	(43.1)	78.5	12.9	15	ドイツ銀行，コメルフ銀行
AEG	8	10,048	GE	6.9%	17万	—	71.5%	(57.2)	95.4	・	18	ドレスナー銀行，ドイツ銀行，BHF銀行(名誉)，オッペンハイム銀行，コメルツ銀行
マンネスマン	13	7,155	・	10.0%	12万	4万	・				21	ドイツ銀行，BHF銀行，ウェストドイツランデス銀行

(M. Hein, H. Flöter, "Macht der Banken," WSI Mitteilungen 7/1975, S. 360〜361, Tabelle 2b, 2c より)

表2—a　複数機関・法人株主所有企業

販売量単位百万マルク

社名	順位	形態	所有・参与構造	部門	販売量	監査役会長	取締役会長
ＡＴＨ	2	AG	ティッセン資産管理会社25%以上，ティッセン財団約10%，残り分散株主20万	鉄鋼	22,916	ドレスナー銀行監査役員	工業銀行・ドイツ抵当銀行役員
ダイムラー・ベンツ	3	AG	ドイツ銀行28.5% メルセデス自動車持株会社25.23%（—ドイツ銀行 12.5%，—コメルツ銀行 6.25%，—スイス銀行 6.25%，—バイエリッシマ・ランデスバンク 6.25%，—ボッシュ 6.25%，—ドレスナー銀行 6.25%，—分散株主 50%） フリック約10% クェート国約14%	自動車	21,008	ドイツ銀行取締役員	フランクフルター保険会社監査役員
ルール・コール	12	AG	Veba 14.1%，ゲルゼンベルク13.1%，ザルツギッター10.8%，SIDECHAR 8.3%，ヘッシュ7.9%，マンネスマン7.4%，ＡＴＨ7.2%，クルップヒュッテンベルク6.2%，ティッセンエネルギー5.5%，ハルペナー4.7%，クレックナー・ヴエルケ4.7%，フリードリッヒ・ハイニリッヒ管理会社3.1%，ニーダーベルク管理会社2.9%，ヴァルスムベルクヴェルク1.9%，アルテ・ハッセ・ゲベルクシャフト1.2%	石炭	12,598	ドレスナー銀行監査役員・ザルツギッター取締役会長	被傭経営者
ＣＯＯＰグループ	19			食料品	8,630		
カールミュタット	25	AG	コメルツ銀行25%以上，ドイツ銀行25%以上，分散株主約２万人	小売	7,058	コメルツ銀行取締役員	被傭経営者
カウフホーフ	34	AG	コメルツ銀行25%以上，ドレスナー銀行25%以上，分散株主2.8万人	小売	6,123	ドレスナー銀行取締役員	被傭経営者
メタル	35	AG	産業一般会社25%以上（—アリアンツ保険33.3%，—ドイツ銀行 33.3%，—ジーメンス 33.3%） ドレスナー銀行25%以上 スイス金融会社16.46%	金属	6,100	ドレスナー銀行監査役会長	被傭経営者
ノイエ・ハイマートグループ	45	GmbH	ドイツ労組連合資産管理・信託会社— 一般労組連合資産管理・信託会社— —100%	住宅建設	5,168	—	（共同経済銀行取締役員）

表2―a （続き）

社名	順位	形態	所有・参与構造	部門	販売量	監査役会長	取締役会長
バイバ	55	AG	バイエリッシェ・ライファイゼュ中央銀行25%以上	農産物卸	3,821	バイエル・ライファゼン中央銀行監査役会長	共同組合銀行理事
デグザ	56	AG	化学会社25% ―┬―ヘンゲル 64% 残分散株主3万人 └―ドレスナー銀行36%	貴金属	3,770	ドレスナー銀行監査役会長	被傭経営者
ホールテン	65	AG	B・A・T25%以上 ┌―コメルツ銀行25% ドイツ投資会社25%――ドイツ銀行 75% 残分散株主	小売	3,343	ドイツ銀行取締役員	被傭経営者
バブ・コック	69	AG	テヘラン政府25%，ベルリナーハンデルス・フランクフルター銀行10%，残分散株主1.3万人	機械設備	3,247	ベルリンハンデルス・フランクフルター銀行監査役会長	被傭経営者
アグファ・ゲバエルト	74	AG	アグファ50%（バイエル100%） ゲバエルト写真生産N.V.（ベルギー）50%	写真	2,972	被傭経営者	被傭経営者
コープ・ツェントラール	75	AG	ドイツ消費者組合連合25%，共同経済参与会社31%，ドイツ消費者組合監査連盟15%，外国共同組合29%	飲食料	2,964	共同経済銀行取締役員	被傭経営者
ルールガス	76	AG	ベルゲマン会社25%以上――ルールコール Veba 3.7% ―マンネスマン ゲルゼンベルク25% ―ヘッシュ ―100% ブリギッタゲベルクシャフト26.5% ―ゲルゼンベルク シューベルト会社5.15% ―Veba	エネルギー供給	2,945	Veba 取締役会長	被傭経営者
プロイサーグ	77	AG	ウエスト・ドイチェ・ランデスバンク25%以上 分散株主15万人	全部門	2,940	ウエスト・ドイチェ・ランデスバンク取締役会長	ノルト・ドイチェ・ランデスバンク監査役員
フィリップ・ホルツマン	90	AG	ドイツ銀行25%以上，自治体・地方農業同盟・ラインミュパールカッセン25%以上	建築	2,315	ドイツ銀行取締役員	フランクフルター貯蓄銀行監査役員
ケミシェ・ベルク・ヒュルス	92	AG	ケミ管理会社50%―┬―バイエル37.3% Veba 25% └―Veba 37.3% バイエル25%	石油卸	2,296	バイエル取締役会長	被傭経営者

表2―a　（続き）

社　名	順位	形態	所　有　・　参　与　構　造	部　門	販売量	監査役会長	取締役会長
ホーホ・ティーフ	94	AG	ラインウェトファーレン電気会社25%，コメルツ銀行25%，メルクフィンク会社25%	建　築	2,270	ラインウエストファーレン電気会社取締役員	被傭経営者
ゲトライト・インポルト	98	GmbH	ノルトライン・ウエストファーレン穀物諸企業50%，ミネソタ会社25%，ベルリンハンデルス・フランクフルター銀行25%	商業・サービス	2,157	（被傭経営者）	（被傭経営者）
リューツゲルス・ベルク	109	AG	ドイツコンチネンタルガス25%（―マリアンツ保険25%，―ルールコール　25%，―ボイス参与会社25%） GMT化学参与会社25%（ルールコール100%） 分散株主1.6万人	化　学	1,902	被傭経営者	被傭経営者
ライファイゼン	102	GmbH	―	卸	2,092	（ドイツ共同組合抵当銀行・ドイツ共同組合銀行監査役員）	（被傭経営者）

（表1―aと同じ資料より）

表2—b　表2—aの企業における機関株主の参与状況（'72/'73年）

販売量単位百万マルク

社名	順位	販売量	投資会社持分	株主数		'74年寄託株式権利行使				監査役員	
				全体	労働者	出席者	出席者の割合(%) (大銀行)	全銀行	投資会社	総数	うち銀行代表
ダムラー・ベンツ	5	13,253	2.10%	5.5万	0.3万	92.8%	(9.0)	14.1	2.1	16	ドイツ銀行(名誉)，ドイツ銀行2人，コメルツ銀行，ドレスナー銀行
A T H	9	9,835	4.3%	10万	—	78.2%	(19.5)	41.7	5.5	21	ドイツ銀行，共同経済銀行，コメルツ銀行，ドレスナー銀行
カールシュタット	(2)	5,840	10.7%	1.5万						15	ドイツ銀行2人，コメルツ銀行2人，ドレスナー銀行
カウフホーフ	(5)	5,138	7.7%	2.8万						12	ドレスナー銀行2人，コメルツ銀行
メタル	26	4,658	1.9%							12	ドレスナー銀行2人，ドイツ銀行
ホールテン	(15)	2,573	9.8%	9万						9	ドイツ銀行2人，コメルツ銀行，共同経済銀行
テグサ	39	2,288	5.7%	3.2万						11	ドレスナー銀行2人
プロイサーグ	46	1,924	3.8%	1.7万	0.1万	63.7%	(23.6)	53.7	3.3	21	ウエストドイチェランデス銀行，ドイツ銀行

（表2—bと同じ資料，S. 359～360．Tabelle 2aより，ただし商業企業の順位は製造業企業のそれとは別にしてある）

表3 単一機関・法人株主過半所有企業

販売量単位百万マルク

社名	順位	形態	所有・参与構造	部門	販売量	監査役会長	取締役会長
フリードド・クルップ	18	GmbH	財団100%	鉄鋼	9,318	（財団議長）	（被傭経営者）
ボッシュ	23	GmbH	財団89.1%，家族10.9%	電機	7,280	（コメルツ銀行監査役員）	（ドイツ銀行監査役員）
ヘッシュ・ベルク	24	AG	エステル・ヘッシュ・フーゴベンス100%	鉄鋼	7,174	ドイツ銀行取締役員	アリアンツ保険監査役員
ティッセン・ハンデルスウニオン	27	AG	ATH100%	卸	6,966	ATH取締役会長	被傭経営者
ティッセン・インダストリー	28	AG	ATH約90%，分散株主3万人	鉄鋼	6,738	ATH取締役会長	被傭経営者
エデカ	39	AG	地方エデカ組合96.2%，エデカ中央機関3.8%	石油卸	5,800	イドナ統合生命保険監査役員	被傭経営者
マンネスマン・レーエンベルク	41	AG	マンネスマン75%，ATH25%	鉄鋼	5,478	マンネスマン取締役会長	被傭経営者
マンネスマン輸出	49	AG	マンネスマン100%	卸	4,163	マンネスマン取締役会長	被傭経営者
ティッセン・シュタールウニオン	51	AG	ティッセン・ハンデルス・ウニオン100%	卸	4,119	ティッセンハンデルスウニオン取締役員	被傭経営者
クルップ・ヒュッテンベルク	82	AG	クルップ財団70%，イランステール25%	鉄鋼	2,618	被傭経営者	被傭経営者
ウィンター・シュタール	86	AG	バスフ100%	石油・天然ガス	2,448	大臣	被傭経営者
コープ・ハンデルス・プロドゥクチオーン	88	AG	コープ・ツェントラル67.4%，共同経済参与会社25.4%	飲食料	2,340	コープ・ツェントラール取締役会長	被傭経営者

表3　（続き）

社名	順位	形態	所有・参与構造	部門	販売量	監査役会長	取締役会長
ティッセン火力	91	GmbH	ティッセン・ハンデルスウニオン100%	機械設備	2,300	（ティッセン・ハンデルス・ウニオン取締役会長）	（被傭経営者）
ヘッシュ・ハンデル	93	AG	ヘッシュ・ベルク100%	商業	2,278	ヘッシュ取締役会長	被傭経営者
ティッセン・ニーダハイム	97	AG	ATH100%	鉄鋼	2,215	ATH取締役会長	被傭経営者
デマグ	101	AG	マンネスマン90%，分散株主2万人	鉄鋼	2,094	マンネスマン取締役会長	被傭経営者
シュルテ	107	AG	ティンセンハンデルス・ウニオン100%	卸	1,961	ティッセン・ハンデルス・ウニオン取締役会長	被傭経営者

（表1―aと同じ資料より）

表4—a　公共機関所有・参与企業グループ（資本の50％以下の所有）

販売量単位百万マルク

社名	順位	形態	所有構造	部門	販売量	監査役会長	取締役会長
Veba	1	AG	連邦43.7%，分散株主120万人	化学	31,713	被傭経営者	被傭経営者
VW	7	AG	ニーダー・サックセン州20%，連邦20%，分散株主88万人	自動車	18,857	ザルツギッター取締役会長	アリアンツ生保・コメルツ銀行監査役員
シュティンネス	20	AG	Veba 99.2%	商業・交通	8,478	Veba 取締役会長	被傭経営者
アラル	21	AG	Veba 28%，ゲルゼンベルク28%，モービルオイル28%，ウィンターシュタール15%	石油商業	8,209	被傭経営者	ウエストファーレン銀行監査役員
ラーブ・カルヒャー	33	AG	ゲルゼンベルク100%	卸・小売	6,172	Veba 取締役会長	被傭経営者
Veba ケミ	43	AG	Veba 100%	石油・化学	5,211	Veda 取締役会長	被傭経営者
ゲルベンベルク	52	AG	Veba 96%	エネルギー	4,096	Veba 取締役会長	被傭経営者
アウディ	63	AG	VW99%	自動車	3,429	VW取締役会長	被傭経営者

（表1—aと同じ資料より）

表4—b　公共機関所有・参与企業（資本の50%以上の所有）

販売量単位百万マルク

社名	順位	形態	所有構造	部門	販売量	監査役会長	取締役会長
RWE	9	AG	一般株は民間所有，20倍特権株式の過半は州，都市が所有	電気供給	13,422	ドレスナー銀行取締役員	コメルツ銀行監査役員
ザルツギッター	17	AG	連邦100%	鉄・造船	9,473	議会次官	ドレスナー銀行監査役員
ザールベルク・ベルク	54	AG	連邦74%，ザールラント26%	エネルギー	3,961	被傭経営者	被傭経営者
VIAG	57	AG	連邦83.5%，復興金融金庫16.5%	アルミ・化学	3,754	次官	被傭経営者
ルフト・ハンザ	62	AG	連邦74.3%，復興金融金庫3%，ラインウエストファーレン州2.3%，連邦郵便1.8%，連邦鉄道0.9%，分散株主17.9%（約3万人）	航空	3,445	共同経済銀行取締役会長	被傭経営者
ザルツギッター・シュタール	79	GmbH	シュタールベルケ・パイネザルツギッター100%	鉄鋼商業	2,649	（ザルツギッター取締役会長）	（被傭経営者）
ミュタールベルケ・パイネザルツギッター	83	GmbH	ザルツギッター94.58%	鉄鋼	2,570	（ザルツギッター取締役会長）	（被傭経営者）
VEW	87	AG	エネルギー管理会社25.32%—（ドイツ銀行 25%，アリアンツ生保 15%，アリアンツ保険 7.5%，ルールコール 7.5%，ボイス 7.5%，分散株主 7.5%，RWE 30%） 自治体エネルギー参与会社32.59% ボーフム市4.99% 自治体14.98% 分散株主（約5.5万）22.12%	エネルギー	2,425	市役所上級職員	被傭経営者
VAW	96	AG	VIAG100%	アルミ	2,254	VIAG監査役員	被傭経営者

（表1—aと同じ資料より）

表4—c　公共企業における機関株主の参与状況（'72/'73年）

販売量単位百万マルク

社名	順位	販売量	投資会社部分	株主数		'74年寄託株式権利行使				監査役員	
				総数	労働者	出席者	出席者の割合(%)			総数	うち銀行代表
							(大銀行)	全銀行	投資会社		
V　W	1	15,996	2.0%	88万	3.5万	60.5%	(12.2)	29.9	3.6	20	ドイツ銀行，ノルトドイツランデスバンク，ドレスナー銀行，共同経済銀行，ウエストドイチェランデスバンク
Veba	7	10,332	5.9%	120万	1.5万	•				21	連邦銀行，ドレスナー銀行，バイエルフェラインス銀行，ドイツ銀行
V　E　W	52	1,648	•	5.5万	0.4万	95.3%	(3.7)	7.0	0.6	20	ドイツ銀行，ウエストドイツランデス銀行
							ただし特権付株式				

（表1—bと同じ資料，S. 359～360 Tabelle a_1，a_2 より）

表5 個人・同族所有企業

販売量単位百万マルク

社名	順位	形態	所有構造	部門	販売量	監査役会長	取締役会長（経営責任者）
ドイチェ・シュパール	14	AG	不明	食料品	10,592		弁護士
トエップァー	22		財団100%	穀物卸	7,502		(A．トエップファー)
フリード・フリック	29	GmbH	フリード・フリック合資会社100%	持株	6,456		(K．フリック)
クヴェル	32	KG	不明	運輸	6,423	(G．シッケダンツ)	(G．シッケダンツ)
レエムツマ	36	GmbH	3家族65%，分散株主35%	タバコ	6,037	(連邦銀行理事)	(被傭経営者)
クレックナー & Co.	37	KG	J.A.ヘンル，C.P.ヘンル（無限責任社員） クレックナー財団，G.ヘンル(有限責任社員) —100%	商業・サービス	5,976	(G．ヘンル)	(J.A.ヘンル)
ヘルティエ	40		不明	商業	5,534	(H.G.カルグ)	(D．カルグ)
ヘンケル	42	KGaA	ヘンケル家族100%	化学	5,290	(ドレスナー銀行監査役員)	(K．ヘンケル)
IFA	47	AG	不明	商業	4,650	(商人)	(被傭者)
アルディ	48	GmbH	不明	商業	4,500	—	—
レーベ	53		不明	食料卸	4,042	(商人)	(ドイツ組合銀行管理委員)
マバナフトグループ	60		不明	石油商	3,538		(被傭経営者)
ネッカーマン輸送	61	KGaA	不明	小売	3,524	(弁護士)	(J．ネッカーマン)
ゲデルフィ	67	GmbH	有限責任社員52人	卸	3,265	(被傭経営者)	(被傭経営者)

表5　（続き）

社　名	順位	形　態	所　有　構　造	部　門	販売量	監査役会長	取締役会長（経営責任者）
バイエル・モーター	68	AG	H．クヴァント50％以上，クヴァントグループ不明，分散株主1.8万人	自動車	3,254	クヴァント	被傭経営者
クレックナー・フンボルトディーツ	70	AG	クレックナー会社25～50％，分散株主2.8万人	機　械	3,220	個人銀行家	被傭経営者
エトッカー	71		不明	食料品	3,067	—	（エトッカー）
クレックナー・ベルケ	72	AG	クレックナー財団25％以上，分散株主3万人	鉄　鋼	3,042	弁護士	被傭経営者
ヴォルフ	81	AG	ヴォルフ家族不明	鉄　鋼	2,637	ドイツ銀行監査役会長	オットー・ヴォルフ
ヘンケル	85	GmbH	ヘンケル KGaA 100％	洗　剤	2,500	（ドレスナー銀行監査役会長）	（K．ヘンケル）
ハニエル	89	GmbH	ハニエル家族99％	商・サービス	2,326	（K．ハニエル）	（被傭経営者）
カンプマイアー	100		K．カンプマイアー100％	卸	2,100	—	（K．カンプマイアー）
グルンディヒ	103	AG	M．グルンディヒ財団89％，グルンディヒ家族協会0.3％，家族10.6％	電　機	2,066	M．グルンディヒ	被傭経営者
ベルテルスマン	104	AG	R．モーン管理会社44.25％，J．モーン有限会社44.25％，G．ブフェリウス11.5％	出　版	2,056	被傭経営者	R．モーン
ベーリンガー・インゲルハイムグループ	105		ベーリンガー家100％	化学・プラスチック	2,034	（被傭経営者）	（被傭経営者）
ウィリー・ベルハーン	106		不明		1,969	不明	不明
VARTA	110	AG	H．クヴァント過半，残り不明	電　機	1,879	被傭経営者	H．クヴァント

（表1—aと同じ資料より）

表6 ＧＨＨグループ企業

販売量単位百万マルク

社名	順位	形態	所有構造	部門	販売量	監査役会長	取締役会長
ＧＨＨ	13	AG	ヤコビ・ハニエル・フェッセン家族 25%以上 レギナ管理会社 25%以上 —アリアンツ生保 25%, アリアンツ保険 25%, ミュンヘン再保険25%, コメルツ銀行 25% 分散株主1.2万	鉄鋼 機械	10,779	K. ハニエル	被傭経営者
M・A・N	73	AG	GHH80%，分散株主2.5万人	機械	2,984	被傭経営者	被傭経営者
フェローシュタール	95	AG	GHH100%	鉄卸	2,255	被傭経営者	被傭経営者

（表1—aと同じ資料より）

表7 外　資　系　企　業

販売量単位百万マルク

社名	順位	形態	所有構造	部門	販売量	監査役会長	取締役会長
ESSO	15	AG	エクソン(米)100%	石油	10,779	エッソ取締役会長	被傭経営者
シェル	16	AG	ロイヤル・ダッチ・シェル(英・蘭)100%	石油	9,838	被傭経営者	被傭経営者
ドイチェ・ユニレバー	26	GmbH	ユニレバーN,V(蘭)100%	食品・化学	7,048	(大使)	(被傭経営者)
フォード	30	AG	フォード・モーター(米)99.8%	自動車	6,366	ヨーロッパ・フォード責任者	被傭経営者
オペル	31	AG	G.E(米)100%	自動車	6,245	G.E.海外重役	被傭経営者
ドイチェ・BP	38	AG	ブリティッシュ・ペトロウム(英)100%	石油	5,901	BP重役	被傭経営者
ドイチェ・テキサコ	44	AG	テキサコ(米)99%	石油	5,194	ドイツ銀行監査役会長	被傭経営者
ドイチェ・IBM	46	GmbH	IBM(米)100%	事務機	5,052	(IBM・ヨーロッパ監査役会長)	(被傭経営者)
ドイチェ・モービルオイル	50	AG	モービルオイル(米)100%	石油	4,162	ドイツ銀行取締役会長	被傭経営者
ドイチェ・フィリップス	58	AG	フィリップス(蘭)100%	電機	3,638	—	—
ブレニックマイヤー	59	KG	ブレニックマイヤー家(蘭)	繊維	3,612	—	(B.ブレニックマイヤー)
B・A・T	64	GmbH	B・A・T(英)100%	食料	3,378	(被傭経営者)	(被傭経営者)
B.B.C	66	AG	B.B.C(スイス)56%，分散株主1万人	電機	3,332	ドレスナー銀行監査役	被傭経営者
AGIP	78	AG	E,M,I(伊)100%	持株	2,719	イタリア人経営者	イタリア人経営者

表7 （続き）

社　　名	順位	形　態	所　有　構　造	部　門	販売量	監査役会長	取締役会長
ブリンクマン	80	ＡＧ	ロートマン・インターナショナル(英)50%以上	タバコ	2,549	ＭＢＡＧ取締役会長	被傭経営者
Ｓ．Ｅ．Ｌ	84	ＡＧ	ＩＴＴ(米)90%	電　機	2,509	被傭経営者	被傭経営者
ドイチェ・ネッスルグループ	99		ネッスル(スイス)99%	食　料	2,100	—	—
エンカ	108	ＡＧ	AKZO N.V (蘭)97.2%	化　学	1,937	ドイツ銀行監査役会長	被傭経営者

（表１—ａと同じ資料より）

表9　西ドイツ10大保険会社の所有・参与関係

補償金単位百万マルク

社名	順位	形態	所有構造	補償金受取額	監査役会長	取締役会長
ミュンヘン再保険	1	AG	アリアンツ保険25%，コマーシャル・ユニオン保険会社(英)5%，分散株主0.8万人	4,031.7	被傭経営者	被傭経営者
アリアンツ保険	2	AG	ミュンヘン再保険会社25%，コマーシャルユニオン保険会社(英(5%，分散株主3万人	4,000.1	ATH監査役会長	被傭経営者
アリアンツ生命保険	3	AG	アリアンツ保険会社45.96%，ミュンヘン再保険会社45.96%	2,384.0	アリアンツ保険取締役会長	被傭経営者
ドイツクランケン保険	4	AG	ハンブルクマンハイム保険47%，アリアンツ保険26.5%，ミュンヘン再保険26.5%	1,360.5	ハンブルクマンハイム保険取締役会長	被傭経営者
フォルクス・フュアゾルゲ生命保険	5	AG	共同経済銀行51%，共同経済参与会社43%，国際共同組合(スイス)6%	1,306.5	被傭経営者	被傭経営者
コロニア保険	6	AG	オッペンハイム銀行25%以上，ケルン保険管理会社25%(オッペンハイム社50%，コロニア保険25%)，アーヘン・ミュンヘン保険25%	1,118.0	オッペンハイム銀行所有者	被傭経営者
ハンブルク・マンハイム保険	7	AG	アリアンツ37%，ミュンヘン再保険37%，スカンディア保険26%	1,028.0	ミュンヘン再保険監査役会長	被傭経営者
グローバル再保険	8	AG	ゲーリング金融会社25%以上，産業会社(55社)23.1%，チューリッヒ保険23.1%以上	966.3	被傭経営者	被傭経営者
ゲーリングコンツェルン一般保険	9	AG	ゲーリング金融会社21.3%，産業会社(55社)19.6%，チューリッヒ保険19.6%	918.5	被傭経営者	被傭経営者
統合クランケン保険	10	AG	スイス持株会社44.6%，ミュンヘン再保険25.68%	856.0	被傭経営者	被傭経営者

（表1－aと同じ資料より）